る中

で、

蒲

郡

研

究や調

査

な支援制

度を示す

日

の

蒲

郡

を

独若問のへ明

投資する意味

奨学金制

けることに



ごみステーショ

ン

理とごみの活用

など の

自由クラブ

をする必要があると

ている

訓練について市民総ぐるみば 防災

とについ を 炊 て、間 何う。 具 体験を導 自衛隊による野外 験型の訓 て、 市の考え 入するこ 練とし

S 📙

Х

ル

カリS

h

0

р

の

一今後の

出

品に

関

て、デザインマンホ

を出品することに

つい

て、

市

の

考えを

伺

う。

るため

めには、 には、 大変

> 밂 推

物 進

 \mathcal{O} す

IJ

ユ

1

ス

定は

重

な要素

ŋ,

ニー

ズ 要 出 を

0)

把

や魅 であ

力ある出

品.

物の

提 握

が大切に

なると考え

きるか

討

て

ιV

<u>ر</u>

いつ

いては、

出

品

で 1

デ

ザ

インマンホ

独自の奨学金返還支援制度 若手人材確保と定着が目的の

ことに 衛生法-える。 頃 ことについ が 年 b Oると考える お 防災訓 - 度以 頼 61 期 からの備えの啓発に 防災意識 て積 して 待できるため、 実際 つい 降 上 の制 いきたいと考 極 の防災訓練に 練に参加 13 ては、 が、 ては 的 の向上や日 調 に参加な 限 理をする 自 等もあ 1衛隊 市民 する 食品 7 を



野外炊具1号

地下埋設管等に起

す

る道路陥没について下埋設管等に起因

のか 値 は きる を 5 行っ 応 調 答 没間 下間 筃 Oによ 埋 所 査 間 水 ?緊急度 行う。 で目 2 月 設 本 年 を た 道 が1スパンあった。 故 埼 いて必 ·未満 路 物市 行 の 管 を 玉 で、 受 県 陥 の 1, 視 10 の け、川、湖 没 破 が ま 及 日 損に起 が 過 中 で 要 簡 び 急 潮 か 去に 延長 あ 程 易 力 5 点本市 っ 措置対 メラ 度 15 検市の 因 地 0 た で H は で陥

松原町 島答 1) れ 水 族 没 以 陥 卜 平 降に る 和は 没 管 地 マ 館 成 か 29 ら 年 がの 6 発 内 IJ で、 年 生 大規模な道 発 破 ン 生した。 造 L 口 郵 10 陥 度 していな は、 コンク] 便 没 月 Ķ 局に に竹 をの 43 不 側



自民党市議団 無所属の会

5

れる道

は

L

7

1/3

管 る

が

原 没

因 汚

管 が 管及び

年で数は 画 年取所早内現 5 ジ は 1 管 一急な対し 唇を策定 死在はカ - 度には は、 計 メント 替えを .調 数を過ぎてはい 理 渠 管 50 1 の改 5年であ 画 査を実施 供 管 し は今後どのように 下 耐 していな に基 管 水道のコンクリ 用 0 7 用 以築に着手予定に基づき、下水 いくの の補 年数 修 ストックマネ L 応 メラによる管 開 標 ŋ 準 7 が必要な箇 始 9年度 修または から 耐 を過 61 しており、 改築計 現段階 る。 用年数 が伺う。 ない。 きた 耐 7 用 か



ついて 児童クラブの拡充に

負

グ担であ

る。

要配

慮者

ħ

れば資格1

が送される格確認

が

高

齢

者 明

や 書

障

害

日者には 年更

書が更 申請を

新 す

時に郵

るという案

内

が

必

使うことで調整 竹島小の図 ている 急な対応 児 クラブで、 問 童となって 竹 島 が 小 必 36 学 整を進 人がの! 図 要では。 校 い る。 書 室 待 児 8 を 早 機 童

い解 る。 児童は55 る 答 所 問 る。 ٤, 消で 可 館 竹島 能 対 で 利用率を考慮 大部: 策を伺 東部 きると見込んで 人数を再 O児 人となっ 小 童 小学区は公 分の待機を 以 ークラブ う。 外 計算す の し入 て 待 開 (1 機

マ 围 マイナ保険証国民健康保険おり よび

で

整を進

めて

. る。

である。

均等 保間 般会計· てはどうか。 険 はり負! 割 玉 日保に関 額 保 と同 から子どもの 税 担 は すること 額 が 他 を 重の 支給 い健 康



は

特別

計

内

で

収

8

基 会

一本と考える。

電子

の 5

新

マイ が

-ナ 保

険

証

は、

資格確 マイナ 録 イナス・ナンバー F. は ない をし 認 て か。 語書を な 険 61 証 人に 申 0 または 利用登 請 は、 によ 力

5

答書を 手続 を郵 続 K は は、 電子 ず交付する。 が 送 申 来庁が歌 可 持 出により 能 参 代理 となって す ることで 難 0 人が回答書 L 更 新 61 人手

